＜保護者各位＞

下記の感染症にかかられた場合は、かかりつけの医師の診断に従い、登園にかかる意見書の提出が必要となります。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　　名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| インフルエンザ | 発症前後の1日から4日間 | 発症から5日、解熱から3日後の両条件を満たすまで（発症日は0日とカウントする） |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発疹出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過してから |
| 風しん | 発疹出現の前７日から後７日間くらい | 発疹が消失してから |
| 水痘（水ぼうそう） | 発疹出現１～２日前から痂皮※形成まで | 全ての発疹が痂皮※化してから ※痂皮＝かさぶた |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症３日前から耳下腺腫脹後４日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 |  | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 咽頭結膜炎（プール熱） | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え２日経過してから |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症(Ｏ-１５７、Ｏ２６、Ｏ１１１等) |  | 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、４８時間をあけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から１～２週間、便から数週間～数カ月排出される | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

登園の際には、下記の登園にかかる意見書（医師記入用）の提出をお願いいたします。

なお、登園のめやすは、感染力がなくお子さまの全身状態が良好であることが基準となります。

き　り　と　り

**登園にかかる意見書**（医師記入用）

学園前こども園　宛

園児氏名　　　　　　　　　（　　　　くみ）

病名　　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

令和　　年　　月　　日から病状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので

登園可能と判断します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名